

下夷美幸著

## 『養育費政策にみる国家と家族 ——母子世帯の社会学』

評者：阿部 彩

### 1. はじめに

日本の離別母子世帯において別れた父親から養育費を受け取っている割合が非常に少ない(19.0%, 厚生労働省「平成18年度母子世帯等実態調査」)ことは、社会政策を勉強するものにはよく知られた事実である。母子世帯の生活困難が多面的に語られる一方で、養育費の現状は既知の事実として語られ、その歴史的背景や要因を探ろうという試みはなかったといってもよい。本書は、この問題に真っ向から取り組んでいる貴重な文献である。母子世帯政策を研究するものにとって必読の一冊であると言えよう。

日本の離別母子世帯は、なぜ、他国に比べても圧倒的に低い割合でしか養育費を受け取っていないのであろうか。これは父親のモラルの低さによるものであろうか。それとも、家父長制度に代表される日本と欧米の文化的な違いなのであろうか。さらには、父親側の支払い能力など「離婚」に至るまで、そして、至ってからの、社会経済的な要因に起因するのであろうか。または、政府による執行強制など制度的な要因なのであろうか。これらの問いに対して本書は丁寧な歴史的考察、国際比較、母子世帯の母親へのインタビューによる質的調査など多彩な方法を用いて解き明かしていく。本書が提供する情

報は膨大なものであり、これらを噛み砕いて、頭の中で整理することは容易ではない。ここでは、評者が感じた本書のハイライトとも言えるいくつかの知的貢献をまとめ、その上で、今後の課題としてぜひ取り組んでいただきたい要望を述べることにしたい。

### 2. 養育費支払いの現状

まず、本書の主題である養育費支払い問題の基礎知識を、本書の提供する豊富なデータによって確認しておこう。日本の母子世帯の増加は、離婚母子世帯の増加によるものといってもよく、直近データでは母子世帯の79.7%が離婚によって母子世帯となっている。母子世帯の経済状況は依然として厳しいものがあり、平均所得は213万円に過ぎない。このような経済状況の中で、私的扶養としての(別れた夫・父からの)養育費と公的扶養としての児童扶養手当は母子世帯の命綱ともなっている。しかし、養育費の支払いは低迷が続いている。調停・審判離婚においては、養育費の「取り決め率」は上昇しており2006年では84.6%となっている(表3-1, p.65)ものの、離婚の9割を占める協議離婚における「取り決め率」は31%にしか過ぎない。また、取り決めをしても、現在も養育費を受けている離別母子世帯は全体の約2割にしか過ぎない。このような不払い状況は現代に限ったことではなく、戦後からの数少ない先行研究によると、現在の状況はむしろ改善されているという。

制度的には、家庭裁判所で定められた養育費の支払い義務については、家庭裁判所の履行確保制度を利用することができる。しかし、1990年代以降、支払い義務が「全部履行」状況のあるのは約3割である(p.2-3)。履行されていない場合は、強制執行制度によって父親の給与の差し押さえなどが可能であるものの、実際にこ

の制度の利用は年間200件にも満たない (p.6)。

このように、日本の母子世帯における養育費の受け取り状況は良好とは程遠い状況にある。上記の統計からわかることは、まず、離婚の殆どが協議離婚であり公的な機関の介入がなく、インフォーマルな形で決定していること、そして、結果として、その履行状況が極めて悪いこと、公的な機関が介入した場合においても公的に履行を強制する制度がほとんど活用されていない（機能していない）ことである。

### 3. 本書の貢献

本書による知的貢献をまとめると以下となる。まず、第一に、日本の母子世帯政策において養育費の重要性は認識されながらも、その確保のための制度化はほとんど進んでいない。これは、日本の母子世帯政策に家族政策という視点が根本的に欠けているからである (p.55)。離婚母子世帯の増加に伴う財政支出の圧縮のために、政府は、母子世帯に対する公的扶養の抑制を行っており、その根拠として私的扶養の優先を挙げてきた。にもかかわらず、実際に私的扶養の履行を強化する政策に関しては、その必要性を認めながらも、実際には後退しており、この「矛盾」の間隙にある母子世帯の子どもたちが「取り残されたまま」になっている (p.35)。

第二に、「離婚後の子の監護」についての社会規範として旧民法前史から改正民法までを追ってみると、子は『家』に属するという家父長的思想と私事に対する公的介入の抑制との「奇妙な結合」(p.140)が養育費規定を排除する方向に働いたと推測される。特に、「母親の監護を実現するための基盤として」(p.139)、養育費の「資力に応じた負担」という先駆的な分担基準が旧民法の草案(1888)にて盛り込まれたにもかかわらず、その後の元老院の審議で削除された経緯は、それから1世紀以上たった現在の

母子世帯の現状からみても興味深い。第4章『『離婚後の子の監護』規定の歴史的変遷』は、筆者のきめ細かな分析能力をフルに発揮させた一章であり、本書のハイライトといってもよい。

そして、第三の知見は、アメリカの強力な国家介入による養育費徴収、そして、1990年代以降のイギリス労働党政権による「親子の生涯契約」という概念による養育費徴収の強化は、養育費の支払い率の向上には寄与するものの、個人、特に弱者としての母親の私的領域への介入や徴収制度の運用の不備など、様々な新たな問題点を孕んでいることである。筆者の下夷氏が、アメリカの制度において、低所得の母子世帯の母親が公的支援を受けるためにはプライバシーを開示しなければならない点や、養育費の滞納者の写真を犯罪者のようにポスターやホームページに掲載するなどの「見せしめ行為」が行われている点について批判的であることは明らかである。

しかしながら、本書は、アメリカ、イギリスの母子世帯対策にあって、日本の母子世帯対策に足りない視点の一つが、「子どもへの関心」であると指摘する (p.53)。特に、米英の両国において、子どもの貧困やウェル・ビーイングをまがりなりにも政策の第一目的としている点は日本が学ぶべき点であろう。たとえば、アメリカでは、子どもの医療保険の加入を促すために、別れた父親が雇用主を通じて医療保険を利用できる場合には、それを子どもに適用することができ、また、それが養育費命令とともに奨励されている。また、イギリスにおいても、「基本として、子供は両親から経済的、情緒的扶養を受ける権利がある」として「子の権利」として父親の扶養義務が追及されている (p.184)。イギリスにおいては、金銭的な支払いよりも、インフォーマルな扶養（たとえば、父親からの誕生日プレゼントやクリスマス・ブ

レゼント)が止まるほうが子どもにとってのダメージが大きいという調査もあるという(p.188)。下夷も繰り返して主張しているように、「カネ」や「モノ」だけではなく、父親からの扶養(定期的な面会や行事への参加なども含む)を受けることが「子どもの権利」であるという点は、日本の行政や当事者の間に浸透する必要があるであろう。

#### 4. 「次へ」の要望

養育費問題を「責任」から「権利」へと置き換えた時、そして「子どものウェル・ビーイング」を第一目的として評価しなおした時、再度、湧き出てくる疑問が「なぜ、日本の父親は養育費を払わないのか」という問題である。家父長制度の名残や、制度の不備があるにしても、これは、結局のところ、本人の意思と能力の問題である。日本の父親とて、子どもに対する愛情があるであろうし、子どもも父を慕う気持ちがあるであろう。米英と日本の養育費支払い率の違いを「文化の違い」と簡単に片づけてしまうのは、あまりにも短絡的である。払えないのか、払わないのか。払えないのだとすれば、それは、経済的な理由なのか、それとも文化的にそれを阻む何かがあるのか。日本の離婚では、「夫と妻」の関係のみならず、「父と子」の関係をも破壊されている割合が多いのであろうか(たとえば、DVのケースなど)。そして、これらの要因は他国にも見られるのか(逆に言えば、他国において、支払い率が高いのは、ただ単に行政が本人の能力や意思に反して「強制的」に払わせているだけであるのか)。

これらの問いに対して、より明快な解答を知るためには、本書に続くさらなる研究が必要なのかも知れない。そのためには、インタビュー調査や量的調査などによる、父親側からの分析が不可欠であろう。別れた父親を対象とする調

査は、調査対象者の選定など様々な困難が予想されるものは是非今後取り組んでいただきたいと思う。そして、それらの調査の中には、養育費の支払い状況や支払能力のみならず、子どもとの関わりや度合や考え方、「第二の家族」があるのであれば、それへの責任と「第一の家族」への責任の葛藤、職場や社会からの理解、など広範囲の状況を分析に加えていただきたい。

また、国際比較の対象としてアメリカとイギリスを挙げているものの、家族の問題に対する公的介入などに対する歴史的な姿勢に違いは見られるものの、両国とも「福祉から就労へ」の理念に象られた1990年代以降の母子世帯政策、そして、「福祉依存」に対する批判のひとつの形として養育費徴収の強化が打ち出されており、施策の方向性や、文化的背景が極めて近い国である。養育費の支払い率の違いが文化的なものなのかそうでないのかを見極めるためには、例えば社会保障に家族の役割を大きく残しているアジア諸国や、結婚を子育ての前提としていないヨーロッパ諸国などアングロ・サクソン諸国以外の国々との比較も興味深いであろう。また、アメリカとイギリスという二つの国の制度や文献はよくレビューしてあり、それぞれ独立した論文として評価できるものの、ひとつの本に二国を取めたからには、この二国の比較検討が欲しかった。

育児費用の責任(i.e.養育費の支払い)は、より大きな「親と子の関係」のごく一部に過ぎない。そして、「親と子の関係」は、「夫と妻の関係」とは独立した「家族関係」として考えられるべきである。そして、子どもが父親と母親の両方から(あらゆる意味での)扶養を受けることは、子どもの権利として認識されるべきであり、その意味で、日本における母子世帯対策は「家族政策」とは言えない。本書が提起する問題は、貧困率が6割を超える(阿部2008)と

いう母子世帯に育つ子どもたちの育児費用をどこまで公的に負担するか（児童扶養手当）、どこまで私的に補填するか（養育費）、そしてその徴収をどこまで強制的にするか、という議論をはるかに超える、大きな問題なのである。（下夷美幸著『養育費政策にみる国家と家族—母子世帯の社会学』勁草書房、2008年10月刊、

207頁、定価2600円＋税）

（あべ・あや 国立社会保障・人口問題研究所）

**【参考文献】**

阿部彩（2008）『子どもの貧困』岩波書店。

厚生労働省（2007）『平成18年度母子世帯等実態調査 結果報告』